

# 船舶事故調査報告書

令和2年12月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡																													
発生日時	令和2年2月19日18時ごろ																													
発生場所	長崎県平戸市生月島舵掛埼北西方沖 上番岳三等三角点から真方位317° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 24.2′ 東経129° 24.2′）																													
事故の概要	漁船長栄丸は、操業中、船長が落水して溺死した。																													
事故調査の経過	令和2年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																													
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 長栄丸、4.9トン NS3-504499（漁船登録番号）、個人所有 11.72m（Lr）×2.73m×0.91m、FRP ディーゼル機関、253.76kW、平成2年11月16日 第292-43393号（船舶検査済票の番号）																													
乗組員等に関する情報	本件船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月5日 免許証交付日 平成29年2月14日 （令和4年4月2日まで有効）																													
死傷者等	死亡 1人（本件船長）																													
損傷	なし																													
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 上番岳三等三角点から東南東方約6.9Mに位置する平戸特別地域 気象観測所の観測値は、次のとおりであった。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19日 09:00</td> <td>南南東</td> <td>3.7</td> <td>南</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>南南東</td> <td>3.1</td> <td>南南東</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>南南東</td> <td>2.8</td> <td>南東</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>南</td> <td>3.4</td> <td>南</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table>	日時	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	19日 09:00	南南東	3.7	南	5.1	11:00	南南東	3.1	南南東	5.0	13:00	南南東	2.8	南東	5.2	15:00	南	3.4	南	5.7
日時	平均		最大瞬間																											
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																										
19日 09:00	南南東	3.7	南	5.1																										
11:00	南南東	3.1	南南東	5.0																										
13:00	南南東	2.8	南東	5.2																										
15:00	南	3.4	南	5.7																										

17:00	西北西	2.7	西北西	4.6
19:00	西南西	1.1	西南西	1.7
21:00	南	1.6	南	1.9
23:00	南南東	0.7	南南東	1.2

海象：海上 平穩、水温 約15℃

本事故当時、気象、海象に関する警報及び注意報の発表はなかった。

事故の経過

本船は、本件船長が1人で乗り組み、かご漁を行う目的で、令和2年2月19日06時50分ごろ平戸市館浦漁港を出港した。

僚船の船長は、09時30分ごろ、生月島長瀬鼻南西方沖で操業中、本船が同鼻西方沖を北進しているのを目撃し、本件船長と無線で交信した。

本件船長が所属する漁業協同組合の担当者は、18時50分ごろ本件船長の家族から、ふだんは遅くとも夕方には館浦漁港に帰港する本船が未だに帰港していない旨の連絡を受け、118番通報を行った後、同漁業協同組合による搜索を開始した。

搜索をしていた別の僚船の船長は、23時00分ごろ、生月島舵掛埼北西方沖で船首が南方に向いて停まっている本船を発見し、本船の船尾から海中に伸びたロープ（直径約10mm、合成繊維製）に人が絡んでいるのを目撃し、海上保安庁に連絡した。

本件船長は、20日05時50分ごろ水深約3mの位置で右大腿部がロープに絡まっているところを、海上保安庁の潜水士により揚収された後、巡視艇で平戸市平戸港に運ばれた。

本件船長は、溺死（19日18時ごろ推定）と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）

その他の事項

本船は、発見時、主機が運転中であり、自動操舵に設定されてクラッチが微速前進になっていたものの、甲板上のブイからのロープが左舷船尾のたつに絡まっており、そのロープに繋がっている海中のアンカー（2個、重さ約10kg）及びかご（約30個）の重みで停まっていた。（図1参照）

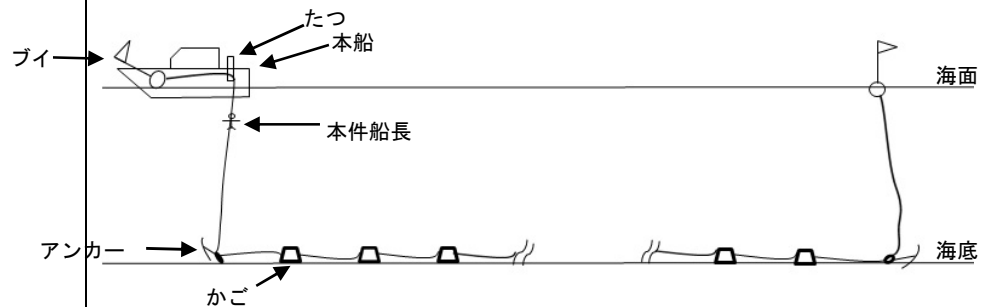


図1 事故時の状況（概略）

本件船長は、発見時、手袋、カップの上下及び長靴を着用し、救命胴衣を船内に置いて着用していなかった。

	<p>本件船長の家族は、本件船長が、持病もなく、本事故当日、健康状態は良好に見えた。</p> <p>本件船長の親族は、本件船長が本船を微速前進させてかごを入れ、アンカーを入れた際にそれに繋がっているロープに足が絡んで海中に引き込まれたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本件船長の携帯電話は、自宅に置いたままであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長は、溺死した。</p> <p>本船は、09時30分ごろ本件船長が僚船の船長と無線で交信したこと、本件船長が司法解剖により、18時ごろ死亡推定と検案されたことから、この間において、操業中に本件船長が落水して溺死したものと推定されるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、舵掛埼北西方沖において、本船が操業中、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操業中、海中にもものを投入する際には、ロープ等に体が絡むことがないように十分に注意して落水防止に努めること。</li> <li>・ 甲板上で漁労作業に従事する際は、救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

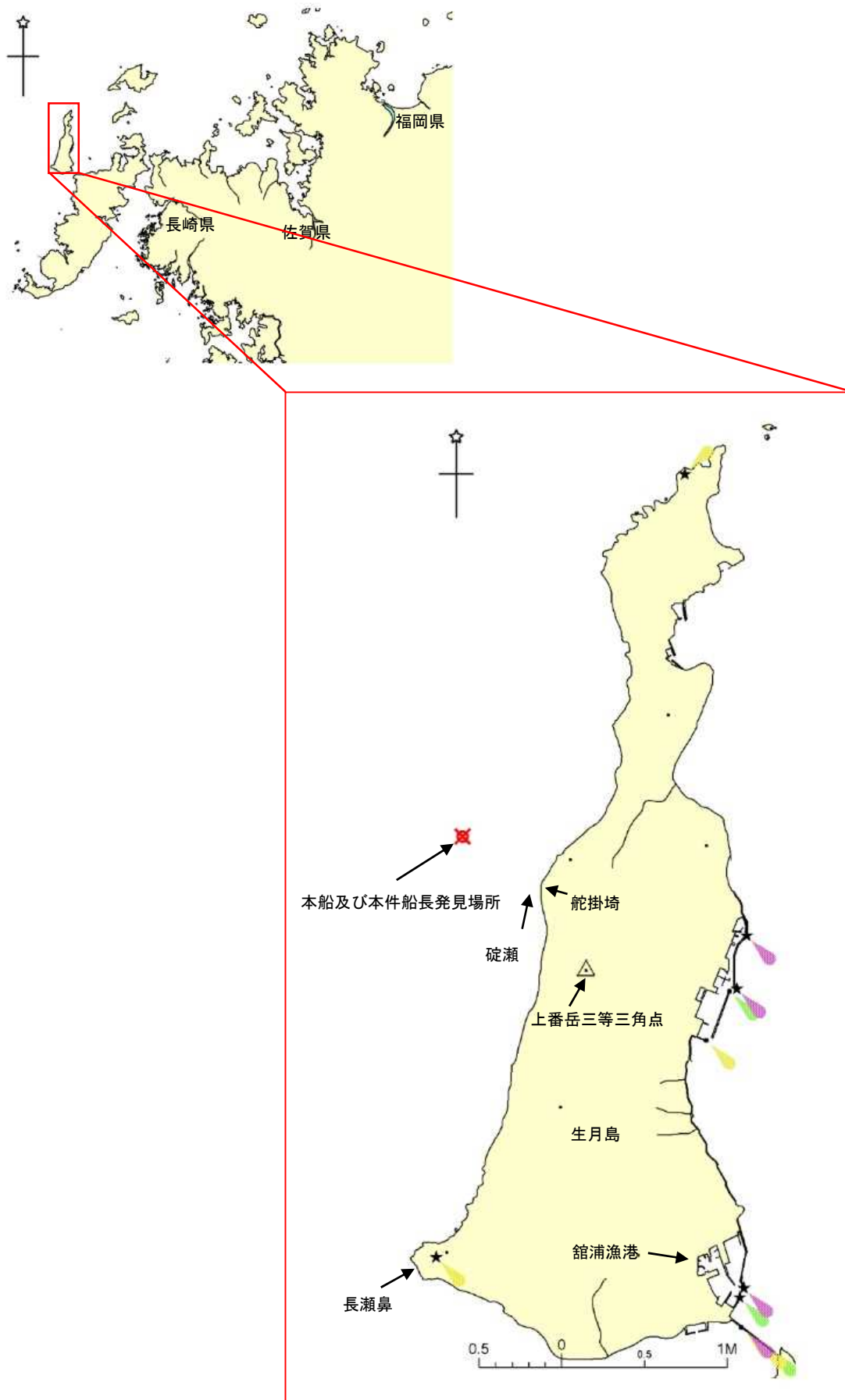


写真1 本船

